

給付

4月電子申請



1

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん

高等学校等就学支援金 (授業料無償化)

毎月の**授業料**や年間の**受講料**を支援する制度です。

手続

新入生・在校生とも申請が必要です。【令和8年4月】

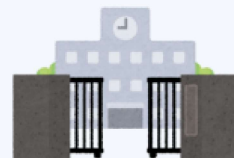
対象者

〈次の要件に該当する者〉

広島県内の公立高校等に在学する生徒

ただし、次の方は対象となりません。

- ① 高校等を既に卒業したことがある生徒や3年（定時制課程・通信制課程は4年）を超えて在籍している生徒（以前に高校等に在籍した期間がある場合は、その期間も含める。）
- ② 科目履修生、聴講生



支給額

授業料（例：全日制で月額9,900円・年額118,800円）等に相当する額が、国から県・市へ支給され、対象者の授業料等に充当されます。

これにより、生徒・保護者等の**授業料等の負担が、実質0円**となります。

「所得制限がなくなった」のに、なぜ申請が必要なのですか。

高校授業料を支援する制度である「高等学校等就学支援金」は、令和8年度の法改正により、所得制限が撤廃されました。一方で、新たに国籍要件が設けられ、日本国内に住所を有する者のうち、次の①～⑦のいずれかに該当する者が対象とされました。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者
- ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等、
- ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

このため、令和8年4月は、新入生・在校生を問わず、全員が申請の上、①～⑦のいずれかに該当することを申告する必要があります。

※ ①～⑦に該当しない外国籍生徒等（令和8年度に入学した留学生を除く）についても、**在校生への経過措置や、新入生に対する新たな修学支援により、一定の要件のもとで授業料等の支援を受けられる場合があります。**

Q & A

申請手続は
どのように行いますか？



全員、「e-Shien (いーしえん) システム」により「高等学校等就学支援金」の申請手続を行います。
新入生には4月中旬頃にログインID・パスワードの案内が自宅へ届きます。
在校生には学校を通じて案内があります。
ID・パスワードは、在学中なくさないよう保管してください。

申請に当たって、添付書類は
必要ですか？



日本国籍の方は、添付書類は不要です。
外国籍の方は、在留資格等を証明する書類が必要となります。その場合は、県教育委員会から、必要書類についてのお知らせが送付されます。

もし申請しなかった場合は、
どうなりますか？



高等学校等就学支援金の申請がない場合、**授業料を負担していただく必要**があります。
公立高校全日制の場合は、月額9,900円、年額11万8,800円です。